

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その1)

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第七号の二様式(提出用・控用)

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細				
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				円
	計 ①+② ③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑) ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	計 ⑥+⑦ ⑧		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑩		当期分	/	/		
当期分として算定した法人税割額 (⑬又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑪			円	円			
当期において控除する外国税額 (⑨若しくは(⑨+⑩)のうち少ない額又は⑫) ⑫		計					

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は 補正後の従業者数	控除すべき 外国税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税 額(⑯又は⑰の うち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑰	⑱

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その2)

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第七号の二様式(提出用・控用)

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額の明細				
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額	当期控除額	翌期繰越額	
当期において控除する外国税額の計算				⑭	⑮	⑮-⑭	⑯	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑧) ②			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				円
	計 ①+② ③			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は同表の①+同表の②) ④			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1の②は上段に、②は下段に) ⑧	(イ) (ロ)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち小さい額) ⑩	(イ) (ロ)		計	⑪				
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)		当期分					
当期分として算定した法人税割額 (⑩若しくは⑪又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑫			翌期繰越額計					
当期において控除する外国税額(⑫若しくは⑩+⑪のうち少ない額又は⑫及び⑫) ⑬								

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細										
特別区以外	事務所又は事業所		従業員数又は 補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額 ⑰	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑱	各都道府県ごとに控除する外国税額(⑰又は⑱のうち少ない額) ⑲	従業員数又は 補正後の従業員数	各市町村ごとに控除すべき外国税額 ⑳	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉑	各市町村ごとに控除する外国税額(㉑又は⑳のうち少ない額) ㉒
	名称	所在地								
特別区以外										
	小計			㉓				㉔		
特別区				㉕(⑰(イ)+⑱(イ)-㉒)				㉖(⑲(ロ)+㉑(ロ)-㉒)		
合計				㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜
				控除未済繰越額 ㉗-㉙ ㉚			控除未済繰越額 ㉚-㉜ ㉛			

第7号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び法第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
 - (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
 - (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
 - (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「控除未済外国税額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
 - (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
 - (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
 - (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「控除未済外国税額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
 - (6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(平24省令53・追加・平25省令70・一部改正・平26省令55・一部改正・平28省令69・一部改正・平29省令46・一部改正・平30省令42・一部改正)